

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局固定資産事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線で引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第26条関係） 行政財産使用料の基準				別表第2（第26条関係） 行政財産使用料の基準			
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）
土地	(略)			土地	(略)		
	電気通信	(略)			電気通信	(略)	
	施設その他これに類するものの以外のもの	その他のもの	使用許可期間が1月未満の場合		施設その他これに類するものの以外のもの	その他のもの	使用許可期間が1月未満の場合
		(略)			(略)		
建物	固定資産原簿の帳簿原価の1,000分の6に土地使用料相当額の12分の1（借地については企業局が負担している地代相当月額）を加算した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額を月額とする。			建物	固定資産原簿の帳簿原価の1,000分の6に土地使用料相当額の12分の1（借地については企業局が負担している地代相当月額）を加算した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額を月額とする。		
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。